

平成17年

第1回宮古島市議会(臨時会)会議録

＝ 臨時会 ＝

自 平成17年11月25日(金) 開会

至 平成17年11月28日(月) 閉会

宮古島市議会

## 目 次

◎ 第1回臨時会	
○ 招集告示	1
○ 上程案件処理結果	4
○ 応招議員名簿	6
○ 11月25日（議事日程第1号）	7
○ 会期及び日程	10
仮議席の指定について	12
議長の選挙	13
議席の指定について	15
会議録署名議員の指名について	15
会期を定めることについて	15
副議長の選挙	16
議案審議	17
議会運営委員会委員の選任について	19
常任委員会委員の選任について	20
議案審議	20
○ 11月28日（議事日程第2号）	33
議案審議	35
議会運営委員会事項の閉会中継続審査の申し出について	55

宮古島市告示第 2 2 9 号

平成 1 7 年第 1 回宮古島市議会（臨時会）を次のとおり招集する。

平成 1 7 年 1 1 月 1 7 日

宮古島市長 伊志嶺 亮

- 1 期 日 平成 1 7 年 1 1 月 2 5 日（金）
- 2 場 所 宮古島市議会議事堂
- 3 付議案件
  - （1）議長の選挙
  - （2）副議長の選挙
  - （3）議会運営委員会委員の選任について
  - （4）常任委員会委員の選任について
  - （5）宮古島市議会会議規則
  - （6）宮古島市議会委員会条例
  - （7）宮古島市議会事務局設置条例
  - （8）宮古島市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
  - （9）宮古島市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
  - （10）宮古島市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

- (11) 沖縄県市町村総合事務組合規約の変更について
- (12) 専決処分の承認を求めることについて（平成17年度宮古島市一般会計暫定予算ほか9件の暫定予算について）
- (13) 専決処分の承認を求めることについて（宮古島市役所の位置を定める条例等の公布について 計224件）
- (14) 専決処分の承認を求めることについて（町の区域の設定について）
- (15) 専決処分の承認を求めることについて（指定金融機関の指定について）
- (16) 専決処分の承認を求めることについて（多良間村と宮古島市との間における事務の委託に関する協議について）
- (17) 教育委員会委員の任命について
- (18) 固定資産評価審査委員会委員の選任について

宮古島市告示第230号

平成17年11月25日招集の第1回宮古島市議会（臨時会）に付議する事件を次のとおり追加する。

平成17年11月18日

宮古島市長 伊志嶺 亮

1. 沖縄振興開発金融公庫の存続及び各種機能の継続に関する意見書

## 上 程 案 件 処 理 結 果

議案番号	件 名	提 案 者	提出月日	処理月日	結 果
	議席の指定について		平成17年 11月25日	平成17年 11月25日	指 定
選挙 第 1 号	議長の選挙		”	”	執 行
選挙 第 2 号	副議長の選挙		”	”	”
発議 第 1 号	宮古島市議会会議規則	議 員	”	”	原案可決
発議 第 2 号	宮古島市議会委員会条例	”	”	”	”
発議 第 3 号	宮古島市議会事務局設置条例	”	”	”	”
指名 第 1 号	議会運営委員会委員の選任について	”	”	”	指 名
指名 第 2 号	常任委員会委員の選任について	”	”	”	”
意見書案 第 1 号	沖縄振興開発金融公庫の存続及び各種機能の 継続に関する意見書	”	”	”	原案可決
報告 第 1 号	専決処分の承認を求めることについて	市 長	”	平成17年 11月28日	承 認
報告 第 2 号	専決処分の承認を求めることについて	”	”	”	”
報告 第 3 号	専決処分の承認を求めることについて	”	”	”	”
報告 第 4 号	専決処分の承認を求めることについて	”	”	”	”
報告 第 5 号	専決処分の承認を求めることについて	”	”	”	”
議案 第 1 号	宮古島市議会の議員の報酬及び費用弁償等に 関する条例の一部を改正する条例	”	”	”	原案可決
議案 第 2 号	宮古島市特別職の職員で常勤のものの給与及 び旅費に関する条例の一部を改正する条例	”	”	”	”

議案番号	件名	提案者	提出月日	処理月日	結果
議案 第 3 号	宮古島市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	市長	平成17年 11月25日	平成17年 11月28日	原案可決
議案 第 4 号	沖縄県市町村総合事務組合理約の変更について	”	”	”	”
同意案 第 1 号	教育委員会委員の任命について	”	”	”	同意
同意案 第 2 号	教育委員会委員の任命について	”	”	”	不同意
同意案 第 3 号	教育委員会委員の任命について	”	”	”	同意
同意案 第 4 号	教育委員会委員の任命について	”	”	”	”
同意案 第 5 号	教育委員会委員の任命について	”	”	”	”
同意案 第 6 号	固定資産評価審査委員会委員の選任について	”	”	”	不同意
同意案 第 7 号	固定資産評価審査委員会委員の選任について	”	”	”	同意
同意案 第 8 号	固定資産評価審査委員会委員の選任について	”	”	”	”
同意案 第 9 号	固定資産評価審査委員会委員の選任について	”	”	”	”
同意案 第 10 号	固定資産評価審査委員会委員の選任について	”	”	”	”
同意案 第 11 号	固定資産評価審査委員会委員の選任について	”	”	”	”
	議会運営委員会事項の閉会中継続審査の申し出について	議員	”	”	了承

開会日に応招した議員

友	利	惠	一	君	嘉	手	納	学	君
仲	間	明	典	”	新	城	啓	世	”
池	間	健	榮	”	上	地	博	通	”
新	里		聰	”	平	良		隆	”
山	里	雅	彦	”	亀	濱	玲	子	”
佐	久	本	洋	介	上	里		樹	”
砂	川	明	寛	”	與	那	霸	夕	ズ
棚	原	芳	樹	”	下	地		智	”
前	川	尚	誼	”	豊	見	山	恵	栄
與	那	嶺	誓	雄	富	永	元	順	”
友	利	光	徳	”	富	浜		浩	”
池	間		豊	”	下	地	秀	一	”
宮	城	英	文	”	下	地		明	”
眞	榮	城	彦	”	池	間	雅	昭	”



平成 17 年

# 第 1 回宮古島市議会 (臨時会) 会議録

11月25日 (金) 初 日

(議案上程、説明、聴取、質疑)

平成17年第1回宮古島市議会臨時会（初議会）議事日程第1号

平成17年11月25日（金）午前10時開会

- 日程第 1 仮議席の指定について  
" 第 2 選挙第1号 議長の選挙

平成17年第1回宮古島市議会臨時会（初議会）追加議事日程第1号

平成17年11月25日（金）

- 日程第 1 議席の指定について
- ” 第 2 会議録署名議員の指名について
- ” 第 3 会期を定めることについて
- ” 第 4 選挙第 2 号 副議長の選挙
- ” 第 5 発議第 1 号 宮古島市議会会議規則 (議員提出)
- ” 第 6 ” 第 2 号 宮古島市議会委員会条例 ( ” )
- ” 第 7 ” 第 3 号 宮古島市議会事務局設置条例 ( ” )
- 休 憩 —————
- ” 第 8 指名第 1 号 議会運営委員会委員の選任について
- ” 第 9 ” 第 2 号 常任委員会委員の選任について
- 休 憩 —————
- ” 第 10 意見書案第 1 号 沖縄振興開発金融公庫の存続及び各種機能の継続に関する意見書 (議員提出)
- ” 第 11 報告第 1 号 専決処分の承認を求めることについて (市長提出)
- ” 第 12 ” 第 2 号 専決処分の承認を求めることについて ( ” )
- ” 第 13 ” 第 3 号 専決処分の承認を求めることについて ( ” )
- ” 第 14 ” 第 4 号 専決処分の承認を求めることについて ( ” )
- ” 第 15 ” 第 5 号 専決処分の承認を求めることについて ( ” )
- ” 第 16 議案第 1 号 宮古島市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する  
条例 ( ” )
- ” 第 17 ” 第 2 号 宮古島市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を  
改正する条例 ( ” )
- ” 第 18 ” 第 3 号 宮古島市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 ( ” )
- ” 第 19 ” 第 4 号 沖縄県市町村総合事務組合規約の変更について ( ” )
- ” 第 20 同意案第 1 号 教育委員会委員の任命について ( ” )
- ” 第 21 ” 第 2 号 教育委員会委員の任命について ( ” )
- ” 第 22 ” 第 3 号 教育委員会委員の任命について ( ” )
- ” 第 23 ” 第 4 号 教育委員会委員の任命について ( ” )
- ” 第 24 ” 第 5 号 教育委員会委員の任命について ( ” )
- ” 第 25 ” 第 6 号 固定資産評価審査委員会委員の選任について ( ” )
- ” 第 26 ” 第 7 号 固定資産評価審査委員会委員の選任について ( ” )
- ” 第 27 ” 第 8 号 固定資産評価審査委員会委員の選任について ( ” )

日程第 28	同意案第 9 号	固定資産評価審査委員会委員の選任について	(市長提出)
” 第 29	” 第 10 号	固定資産評価審査委員会委員の選任について	( ” )
” 第 30	” 第 11 号	固定資産評価審査委員会委員の選任について	( ” )

平成17年第1回宮古島市議会臨時会（初議会）会期日程計画表（案）

平成17年11月25日（金）午前10時開会

月 日	曜	種 別	日 程	備 考
11月25日	金	本会議	仮議席の指定 議長の選挙	臨時議長
			議席の指定、会議録署名議員の指名、会期の決定、副議長の選挙 議員提案条例等上程（3件）説明、質疑、討論、表決 議会運営委員の選任、常任委員会委員の選任 議案上程、説明、聴取、質疑	
11月26日	土	休 会		休 日
11月27日	日	”		”
11月28日	月	本会議	質疑、討論、表決、同意案件の処理	

会期 = 4日間 — { 本会議 = 2日  
休 会 = 2日

平成17年第1回宮古島市議会臨時会（初議会）会議録

平成17年11月25日

（開会＝午前11時17分）

◎出席議員（28名）

（延会＝午後3時36分）

議長（1番）	友利 惠一 君	議員（14番）	眞榮城 徳彦 君
副議長（22"）	下地 智" "	"（15"）	嘉手納 学" "
議員（2"）	仲間 明典" "	"（16"）	新城 啓世" "
"（3"）	池間 健榮" "	"（17"）	上地 博通" "
"（4"）	新里 聰" "	"（18"）	平良 隆" "
"（5"）	山里 雅彦" "	"（19"）	亀濱 玲子" "
"（6"）	佐久本 洋介" "	"（20"）	上里 樹" "
"（7"）	砂川 明寛" "	"（21"）	與那覇 夕ズ子" "
"（8"）	棚原 芳樹" "	"（23"）	豊見山 恵栄" "
"（9"）	前川 尚誼" "	"（24"）	富永 元順" "
"（10"）	與那嶺 誓雄" "	"（25"）	富浜 浩" "
"（11"）	友利 光徳" "	"（26"）	下地 秀一" "
"（12"）	池間 豊" "	"（27"）	下地 明" "
"（13"）	宮城 英文" "	"（28"）	池間 雅昭" "

◎欠席議員（0名）

◎説明員

市長	伊志嶺 亮 君	企画調整課長	友利 克 君
助役		教育課長	久貝 勝盛" "
収入役		教育部長	長濱 幸男" "
総務部長	宮川 耕次" "	生涯学習部長	二木 哲" "
総務部参事	糸数 健" "	平良支所長	狩俣 公一" "
企画政策部長	久貝 智子" "	城辺支所長	饒平名 建次" "
福祉保健部長	池村 直記" "	上野支所長	砂川 正吉" "
経済部長	宮國 泰男" "	下地支所長	上地 廣敏" "
建設部長	平良 富男" "	伊良部総合支所長	長濱 光雄" "
総務課長	喜屋武 重三" "	消防長	伊舎堂 勇" "
財政課長	石原 智男" "	水道局次長	砂川 定之" "

◎議会事務局職員出席者

事務局長	下地 嘉春 君	議事係	粟国 忠則 君
次長	荷川取 辰美" "	"	我如古 千佳枝" "
補佐兼議事係長	砂川 芳徳" "		

◎事務局長（下地嘉春君）

本臨時会は、宮古島市発足後初の議会でありますので、議長選挙が終わります間、地方自治法第107条の規定により、年長議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。

本日の出席議員中、與那覇タズ子議員が年長の議員でありますので、臨時議長をお願いいたします。

與那覇タズ子議員、議長席までよろしくをお願いいたします。

◎臨時議長（與那覇タズ子君）

ただいまご紹介にあずかりました與那覇タズ子であります。

地方自治法第107条の規定により、議長選挙が終わります間、臨時に議長の職務を務めさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

これより平成17年第1回宮古島市議会臨時会を開会いたします。

（開会＝午前11時17分）

本日の出席議員は28名で全員出席であります。

直ちに本日の会議を開きます。

お諮りいたします。議事の進行につきましては、宮古島市議会の会議規則が制定されておられませんので、これより議員発議で提案されます宮古島市議会会議規則案に準じて進行いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎臨時議長（與那覇タズ子君）

ご異議なしと認めます。

よって、これからの議事進行につきましては、宮古島市議会会議規則案によって進行することに決定いたしました。

本日の日程は、お手元にお配りした議事日程第1号のとおりであります。

この際、議事進行上、日程第1、仮議席を指定いたします。

仮議席は、ただいまご着席の議席と指定いたします。

次に、初代宮古島市長、伊志嶺亮よりあいさつの申し入れがありますので、ご清聴願います。

◎市長（伊志嶺 亮君）

平成17年第1回宮古島市議会臨時会の開会に当たりごあいさつを申し述べる機会をいただきまして、感謝申し上げます。去る11月13日の市長選挙では、多くの市民の皆様からの負託を得て初代宮古島市長として市政を担当させていただくことになりました。このたびの結果は、市民の皆様からいただいた評価であると同時に、今後への叱咤激励と受けとめており、感謝の気持ちとともに職責の重大さに身の引き締まる思いであります。私は、3期11年の旧平良市長としての経験を生かし、より一層市民の皆様と協働し、子や孫に責任ある豊かで活力に満ちた宮古島市の実現を目指して全力で市政運営に当たってまいります。

さて、本年10月1日に平良市、城辺町、伊良部町、下地町、上野村の5市町村が合併し、新生宮古島市がスタートしました。市町村合併は、新しい宮古島づくりの大きいチャンスであります。私は、「心をつなぐゆいの島宮古」をキャッチフレーズに、住民参加により策定した新市建設計画を着実に実行してまいります。郡民総意の伊良部架橋はいよいよ着工の運びとなります。また、住民が最も望んでいるごみ処理

施設や火葬場の建設については、早急に取り組まなければなりません。さらに、宮古病院の移転新築、下島空港の活性化を初め重要施策に全力で取り組んでまいります。何よりも旧5市町村が進めてきた事業を継続、発展させ、地域間の格差が生じないように進めてまいります。

また、行財政基盤を確立するため最も重要な行財政改革は、市民と協働して歳出の抑制を図りながら歳入の確保に努め、事務事業の効率、効果的な執行、組織機構の見直し、職員の定員適正化などを実施してまいります。行財政改革を行いながら経済の活性化を図っていくという緊張感を持った市政運営に当たってまいります。

市町村合併により分庁方式による組織体制となっております。私は、各庁舎を定期的に回って各庁舎間の職員の融和を図ります。そして、職員を初め市民の声を聞きながら市民サービスを充実させてまいります。同時に、職員がこれまで以上にコスト意識を持ち、スピード感のある業務遂行を行っていくよう意識改革を促してまいります。

今期4年間、私は新生宮古島市のかじ取り役として市民に公約した政策の実現に全力で取り組んでまいります。議員各位を初め市民の皆様の深いご理解とご協力を心からお願い申し上げて、私のあいさつといたします。ありがとうございました。

（「議長、休憩お願いします」の声あり）

◎臨時議長（與那覇タズ子君）

休憩します。

（休憩＝午前11時24分）

再開します。

（再開＝午前11時25分）

次に、日程第2、選挙第1号、議長の選挙を行います。

（「議長、休憩お願いします」の声あり）

休憩します。

（休憩＝午前11時25分）

再開します。

（再開＝午前11時34分）

選挙の方法は、投票、指名推選のいずれの方法にいたしますか。

（「投票」の声あり）

◎臨時議長（與那覇タズ子君）

投票の声がありますので、選挙の方法は単記無記名投票の方法により行います。

この際、議場の閉鎖を命じます。

（議場閉鎖）

◎臨時議長（與那覇タズ子君）

ただいまの出席議員は28名であります。

これより投票用紙を職員に配付させます。

（投票用紙配付）



◎臨時議長（與那覇タズ子君）

投票用紙の配付漏れはありませんか。

（「ありません」の声あり）

◎臨時議長（與那覇タズ子君）

配付漏れなしと認めます。

これより投票箱を改めさせます。

（投票箱点検）

◎臨時議長（與那覇タズ子君）

異状なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名投票であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票を願います。

点呼を命じます。

（点呼により投票）

◎臨時議長（與那覇タズ子君）

投票漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

◎臨時議長（與那覇タズ子君）

投票漏れなしと認めます。

よって、これにて投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

（議場開鎖）

◎臨時議長（與那覇タズ子君）

これより開票を行います。

会議規則案第31条第2項の規定により、立会人に嘉手納学君と山里雅彦君の両名を指名いたします。

それでは、ご両名の立ち会いをお願いいたします。

（開 票）

◎臨時議長（與那覇タズ子君）

選挙の結果を報告いたします。

投票総数28票で、これは先程の出席議員数に符合いたしております。そのうち、有効投票28票となっております。有効投票中、友利恵一君16票、下地明君12票、以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は7票であります。

よって、友利恵一君が議長に当選されました。

ただいま当選されました友利恵一君が議場におられますので、本席から会議規則案第32条第2項の規定により、告知いたします。

友利恵一君に当選の承諾及びあいさつをお願いいたします。

◎議長（友利恵一君）

本日は、議員諸公のご推挙によりまして議長に選任していただきまして、感謝を申し上げます。ありがとうございました。この上はこの議会が、市民に開かれた議会、市民に喜ばれる議会、当局と両輪のごとく、市民福祉のために議会のあるべき姿を追求しながら、しっかりと皆さんのご指導とご協力をお願いいたします。

なお、市民の皆様にも、その姿勢で28名しっかりと頑張っまいりますので、よろしくご理解とご協力お願いしまして、承諾とごあいさつにかえさせていただきます。ありがとうございました。

◎臨時議長（與那覇タズ子君）

これを持ちまして私の臨時議長の職務を終わらせていただきます。議員各位のご協力に感謝申し上げます。

議長と交代いたします。ありがとうございます。

休憩いたします。

（休憩＝午前11時44分）

◎議長（友利恵一君）

それでは、再開いたします。

（再開＝午前11時45分）

ちょっと休憩いたします。

（休憩＝午前11時45分）

再開いたします。

（再開＝午前11時45分）

本日の議事日程第1号に、お手元にお配りした追加議事日程第1号を追加いたします。

この際、日程第1、議席の指定を行います。

議席は、議長において指定いたします。

議員諸君の氏名とその議席の番号を職員に朗読させます。

（朗 読）

◎議長（友利恵一君）

ただいま朗読申し上げたとおり議席を指定いたしました。

次に、日程第2、会議録署名議員の指名については、宮古島市議会会議規則案第80条の規定により、議長において棚原芳樹君と上里樹君の両名を指名いたします。

次に、日程第3、会期を定めることを議題といたします。

お諮りいたします。今期臨時会の会期は、本日11月25日から11月28日までの4日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（友利恵一君）

ご異議なしと認めます。

よって、今期臨時会の会期は本日11月25日から11月28日までの4日間とすることに決しました。

休憩します。

(休憩＝午前11時47分)

再開します。

(再開＝午前11時49分)

なお、会議予定につきましては、お手元にお配りした会期日程表のとおりでありますので、ご了解願います。

休憩します。

(休憩＝午前11時49分)

再開いたします。

(再開＝午前11時50分)

次に、日程第4、選挙第2号、副議長の選挙を行います。

選挙の方法は、投票、指名推選のいずれの方法にいたしますか。

(「投票」の声あり)

◎議長（友利恵一君）

投票の声がありますので、選挙の方法は単記無記名投票の方法により行います。

この際、議場の閉鎖を命じます。

(議場閉鎖)

◎議長（友利恵一君）

ただいまの出席議員は28名であります。

これより投票用紙を職員に配付させます。

(投票用紙配付)

◎議長（友利恵一君）

投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

◎議長（友利恵一君）

配付漏れなしと認めます。

これより投票箱を改めさせます。

(投票箱点検)

◎議長（友利恵一君）

異状なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名投票であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票を願います。

点呼を命じます。

(点呼により投票)

◎議長（友利恵一君）

投票漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

◎議長（友利恵一君）

投票漏れなしと認めます。

よって、これにて投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

（議場開鎖）

◎議長（友利恵一君）

これより開票を行います。

会議規則案第31条第2項の規定により、立会人に嘉手納学君、山里雅彦君の両名を指名いたします。

それでは、ご両名の立ち会いをお願いいたします。

（開 票）

◎議長（友利恵一君）

選挙の結果を報告いたします。

投票総数28票で、これは先程の出席議員数に符合いたしております。そのうち、有効投票28票となっております。有効投票中、下地智君15票、下地秀一君13票、以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は7票であります。

よって、下地智君が副議長に当選されました。

ただいま当選されました下地智君が議場におられますので、本席から会議規則案第32条第2項の規定による告知をいたします。

下地智君に副議長当選の承諾及びごあいさつをお願いいたします。

◎副議長（下地 智君）

このたび皆様副議長選出させていただきまして、心から感謝申し上げます。財政状況の厳しい中で、本当に山積する多くの課題を今後ですね、解決するために議会の果たす役割というものは非常に大きなものがあります。そういう中で、副議長の職責、それはやはり議長をサポートすること、これがまた第1の条件でありますし、そういうつもりで一生懸命微力ながら頑張っていきたいと、そういうふうに思っております。どうか皆様のご理解と今後のご協力をお願いを申し上げまして、承諾と御礼のあいさつにかえさせていただきます。ありがとうございました。

◎議長（友利恵一君）

次に、日程第5、発議第1号から日程第7、発議第3号までの3件を一括議題とし、提案者から提案理由の説明を求めます。

◎富浜 浩君

発議第1号、宮古島市議会会議規則。上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条の規定により提出いたします。平成17年11月25日、宮古島市議会議長殿。提出者議員、富浜浩。賛成者議員、新城啓世議員、佐久本洋介議員、與那嶺誓雄議員、豊見山恵栄議員、前川尚誼議員、砂川明寛議員、嘉手納学議員。提案理由、宮古島市誕生に伴い、本市議会の会議の運営に関する手続及び内部規律などを定めるため、地方自治法第120条の規定により会議規則を制定する必要がある。

発議第2号、宮古島市議会委員会条例。上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条の規定により

提出いたします。平成17年11月25日、宮古島市議会議長殿。提出者議員、富浜浩。賛成者議員、新城啓世議員、佐久本洋介議員、與那嶺誓雄議員、豊見山恵栄議員、前川尚誼議員、砂川明寛議員、嘉手納学議員。提案理由、宮古島市誕生に伴い、地方自治法第109条、第109条の2、第110条及び第111条の規定に基づく本市議会における常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会の組織及び運営等に関する事項を定めるため条例を制定する必要がある。

発議第3号、宮古島市議会事務局設置条例。上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条の規定により提出いたします。平成17年11月25日、宮古島市議会議長殿。提出者議員、富浜浩。賛成者議員、新城啓世議員、佐久本洋介議員、與那嶺誓雄議員、豊見山恵栄議員、前川尚誼議員、砂川明寛議員、嘉手納学議員。提案理由、宮古島市誕生に伴い、本市議会の庶務的事務の処理を行う議会事務局を設置するため地方自治法第138条第2項規定に基づき条例を制定する必要がある。

◎議長（友利恵一君）

これで提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑があれば発言を許します。

（「質疑なし」の声多数あり）

◎議長（友利恵一君）

これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております3件については、本日の会議において即決いたしましたと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（友利恵一君）

異議なしと認めます。

よって、そのとおり決しました。

これより討論に入ります。

まず、日程第5、発議第1号、宮古島市議会会議規則に対する討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（友利恵一君）

これにて討論を終結いたします。

これより発議第1号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（友利恵一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は可決されました。

次に、日程第6、発議第2号、宮古島市議会委員会条例に対する討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（友利恵一君）

これにて討論を終結いたします。

これより発議第2号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（友利恵一君）

異議なしと認めます。

よって、本案は可決されました。

次に、日程第7、発議第3号、宮古島市議会事務局設置条例に対する討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（友利恵一君）

これにて討論を終結いたします。

これより発議第3号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（友利恵一君）

異議なしと認めます。

よって、本案は可決されました。

ただいま決議されました条例等の公布手続等のため、しばらく休憩いたします。

（休憩＝午後零時08分）

再開いたします。

（再開＝午後零時08分）

午前の会議はこの程度にとどめ、午後2時から再開します。

休憩いたします。

（休憩＝午後零時08分）

再開いたします。

（再開＝午後2時08分）

休憩前に引き続き会議を続行いたします。

次に、日程第8、指名第1号、議会運営委員会委員の選任を行います。

お諮りいたします。議会運営委員会委員の選任については、宮古島市議会委員会条例第8条第1項の規定により、次の方々を指名いたします。富浜浩君、新城啓世君、佐久本洋介君、與那嶺誓雄君、豊見山恵栄君、池間豊君、前川尚誼君、砂川明寛君、棚原芳樹君、嘉手納学君の10名を指名いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（友利恵一君）

異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました10名の諸君を議会運営委員会委員に選任することに決しました。

次に、日程第9、指名第2号、常任委員会委員の選任を行います。

お諮りいたします。常任委員会委員の選任については、宮古島市議会委員会条例第8条第1項の規定により、次のとおり指名いたしたいと思っております。まず、総務財政委員会委員に富浜浩君、新城啓世君、眞榮城徳彦君、池間雅昭君、新里聰君、前川尚誼君、仲間明典君、池間健榮君、山里雅彦君、嘉手納学君の10名、文教社会委員会委員に友利恵一君、宮城英文君、佐久本洋介君、下地秀一君、上地博通君、豊見山恵栄君、亀濱玲子君、上里樹君、砂川明寛君の9名、経済工務委員会委員に與那覇タズ子君、下地明君、與那嶺誓雄君、友利光徳君、平良隆君、池間豊君、富永元順君、下地智君、棚原芳樹君の9名をそれぞれを指名いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

#### ◎議長(友利恵一君)

異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました以上の諸君をそれぞれの常任委員会委員に選任することに決しました。

それでは、ただいま選任されました議会運営委員会及び各常任委員会の構成のため、暫時休憩いたします。

(休憩＝午後2時11分)

再開します。

(再開＝午後2時30分)

ただいま議会運営委員会及び各常任委員会から正副委員長の互選の結果が報告されました。ご報告いたします。

議会運営委員会委員長に豊見山恵栄君、議会運営委員会副委員長に與那嶺誓雄君、総務財政委員会委員長に新里聰君、総務財政委員会副委員長に仲間明典君、文教社会委員会委員長に佐久本洋介君、文教社会委員会副委員長に亀濱玲子君、経済工務委員会委員長に池間豊君、経済工務委員会副委員長に與那嶺誓雄君が選任されました。

以上、報告いたします。

次に、日程第10、意見書案第1号を議題とし、提案者から提案理由の説明を求めます。

#### ◎眞榮城徳彦君

意見書案第1号、沖縄振興開発金融公庫の存続及び各種機能の継続に関する意見書。標記のことについて、別紙のとおり議会の議決を得たいので、会議規則第14条の規定により本案を提出します。平成17年11月25日、宮古島市議会議長、友利恵一殿。提出者議員、眞榮城徳彦。賛成者議員、宮城英文、下地秀一、池間雅昭。

文案を読み上げて提案理由の説明にかえさせていただきます。

沖縄振興開発金融公庫の存続及び各種機能の継続に関する意見書

政府の経済財政諮問会議において、「政策金融のあるべき姿の実現に関する基本方針」が検討されている中で、現在ある8つの政府系金融機関のうち、6機関を新たな1つの新機関に集約し、残り2つを地方

に移管する案や民営化する案、さらにはすべての機関を1つとする案などがあり、沖縄振興開発金融公庫に対しても事業を「中小企業向け」に移管し、同公庫を廃止する案や集約化された新たな機関の沖縄支店とする案等が検討されているとのことである。

ところで、沖縄振興開発金融公庫は、昭和47年5月15日、沖縄の本土復帰に伴い沖縄における政策金融を一元的・総合的に行うため設立された機関である。

また、設立に当たっては、復帰前の大衆金融公庫及び琉球開発金融公社並びに琉球政府の5特別会計からなる業務と約216億円の資本金が引き継がれるなど、いわば「県民の財産、身近な金融機関」として発足・運営されてきた経緯がある。

さらに、平成14年度からスタートした沖縄振興計画において民間主導の自立型経済の構築に向けた諸施策や取り組みを今後とも着実に進めるためには、本県の地域特性に精通し、沖縄振興計画に基づく諸施策を金融面から支える一元的・総合的な政策金融機関としての沖縄振興開発金融公庫の存続及び同公庫が果たしている各種機能の継続が必要不可欠である。

よって、本市議会は、沖縄振興開発金融公庫をこれまでどおり存続させるとともに、同公庫が果たしている各種機能を継続されるよう強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成17年11月25日

沖縄県宮古島市議会

あて先としまして、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、沖縄及び北方対策担当大臣、内閣官房長官、経済財政政策担当大臣、経済財政諮問会議議長。

よろしく申し上げます。

◎議長（友利恵一君）

これで提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑があれば発言を許します。

（「質疑なし」の声多数あり）

◎議長（友利恵一君）

これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております意見書案第1号については、会議規則第37条第2項の規定により委員会の付託を省略し、本日の会議において処理いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（友利恵一君）

ご異議なしと認めます。

よって、そのとおり決しました。

これより討論に入ります。

意見書案第1号に対する討論の発言を許します。



〔討論なし〕の声多数あり)

◎議長（友利恵一君）

これにて討論を終結いたします。

これより意見書案第1号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔異議なし〕の声多数あり)

◎議長（友利恵一君）

ご異議なしと認めます。

よって、意見書案第1号、沖縄振興開発金融公庫の存続及び各種機能の継続に関する意見書は可決されました。

次に、日程第11、報告第1号から日程第30、同意案第11号までの計20件を一括議題とし、提案者から提案理由の説明を求めます。

◎市長（伊志嶺 亮君）

平成17年第1回宮古島市議会臨時会に提出いたしました議案について、その概要及び提案理由をご説明申し上げます。

今回提出しました議案は、報告5件、条例議案3件、議決議案1件、同意案11件の合計20件であります。

最初に、報告についてご説明申し上げます。

報告第1号、専決処分の承認を求めることについて（平成17年度宮古島市一般会計暫定予算ほか9件の暫定予算について）。宮古島市設置に伴い、地方自治法施行令第2条の規定により、予算が議会の議決を経て成立するまでの間、必要な暫定予算等の調整について、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。

報告第2号、専決処分の承認を求めることについて（宮古島市役所の位置を定める条例等の公布について）。宮古島市設置に伴い、地方自治法第4条第1項の規定により、宮古島市役所の位置を定める条例等を制定する必要があるが、議会が成立しないため、同法第179条第1項の規定により専決処分する。

報告第3号、専決処分の承認を求めることについて（町の区域の設定について）。地方自治法第7条第1項の規定により、平成17年10月1日から平良市、城辺町、伊良部町、上野村及び下地町を廃し、その区域をもって宮古島市を設置したことに伴い、宮古島市の区域内に町の区域を設定するには、同法第260条第1項の規定により議会の議決を必要とするが、議会が成立しないため、同法第179条第1項の規定により専決処分する。

報告第4号、専決処分の承認を求めることについて（指定金融機関の指定について）。地方自治法第235条第2項に基づき、本市の公金の収納及び支払い事務に関する金融機関の指定について、同法施行令第168条第2項の規定により議会の議決を必要とするが、議会が成立しないため、同法第179条第1項の規定により専決処分する。

報告第5号、専決処分の承認を求めることについて（多良間村と宮古島市との間における事務の委託に関する協議について）。地方自治法第252条の14第1項の規定に基づき、多良間村からの事務を委託することについて規約を定める必要があるが、議会が成立しないため、同法第179条第1項の規定により専決処

分する。

次に、条例議案についてご説明いたします。

議案第1号、宮古島市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例。一般職の給与改定に伴い、議会の議員の期末手当額の改定を行うため本条例を改正する必要があるので、本案を提出いたします。

議案第2号、宮古島市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例。一般職の給与改定に伴い、特別職の職員の期末手当額の改定を行うため本条例を改正する必要があるので、本案を提出します。

議案第3号、宮古島市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。人事院勧告に準じて、一般職の給与月額、扶養手当及び勤勉手当の額の改定を行うため、本条例を改正する必要があるので、本案を提出します。

次に、議決議案についてご説明申し上げます。

議案第4号、沖縄県市町村総合事務組規約の変更について。島尻郡東風平町及び同郡具志頭村の廃置分合と島尻郡玉城村、同郡知念村、同郡佐敷町及び同郡大里村の廃置分合により、沖縄県市町村総合事務組合の規約を変更するには、市町村の合併の特例に関する法律第9条の2第2項において準用する地方自治法第290条の規定により議会の議決を必要とするため、本案を提出します。

次に、同意案についてご説明申し上げます。

同意案第1号より第5号、教育委員会委員の任命について。本市の教育委員会委員に5名を任命したいので、議会の同意を求めため、本案を提出します。

同意案第6号から第11号、固定資産評価審査委員会委員の選任について。本市の固定資産評価審査委員会委員に6名を選任したいので、議会の同意を求めため、本案を提出します。

以上、今回提出しました議案についてご説明申し上げました。

慎重なるご審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げます。よろしく願いいたします。

#### ◎議長（友利恵一君）

これで提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑があれば発言を許します。

#### ◎池間雅昭君

報告第1号、専決処分の承認を求めることについて、一般会計の暫定予算ですね、これについての質問をいたします。

まず、この暫定予算の編成に当たってですね、どのような方針でもって編成をされたのか、ご説明を願いたい。市民は、この暫定予算のことに關してですね、余りわからないと思うんですね。ですから、市民にもわかりやすいように、暫定予算とはどういうもので、そして今回の市町村合併によってこの暫定予算はどのような方針に基づいて調整、編成したのかということをご説明を願いたい。

それとですね、その暫定予算につきまして、同じように歳入歳出の額が違いますよね。何か111億ですか、歳入が102億3,900万、歳出が203億7,500万ですけども、この差額の生ずる原因となったものというて

すね、それについても詳しくご説明を願いたいというふうに思います。

それとですね、大変申しわけないですけども、宮古島市の機構組織図ございましたらね、これだけないでしょうかね。平良市と城辺、上野、下地、伊良部の総合庁舎してありますよね。それらのことについて機構配置図がございましたら、それも議会の方に配付を願いたいというふうに思っております。

次にですね、市債についてのご説明を願いたいというふうに思います。事業内容と事業箇所ですね、市債をして行うべき事業が載っておりますけども、どういうふうな内容で、どこなのか、それについてもご説明願いたいと思います。

それと、各款、各節に賃金職員が載っております。これは多分今まで言っている臨時職員のことだと思っておりますけども、今回の暫定予算を作成した段階でですね、正規の職員数とその賃金職員数を示していただきたい。そして、それもですね、いわゆる各支所ごとにご提示を願いたいというふうに思っております。

次に、衛生費ですけれども、この中でごみ収集、いわゆる清掃費の中にごみ収集費があるんですけども、その契約の状況ね、旧市町村と新しい宮古島市におけるそのごみ収集業務に関する契約のやり方、あり方、内容ですか、それについてご説明を願いたいというふうに思っております。

それとですね、宮古島市になりましたけれども、このごみ収集業務の契約とか、そういったものについて今後どういうふうに考えておられるのか、ご説明を願いたい。

それと、この衛生費の中で健康衛生費ですね、旧城辺、下地、上野、伊良部には葬祭補助金が30万ずつ計上されております。いわゆる旧平良市分がないですね。なぜそういうふうになったのか、その原因についてもご説明を願いたいというふうに思っております。

もう一つは、債務負担行為、これについてもご説明を願います。

#### ◎総務部長（宮川耕次君）

お答えする前にですね、ちょっと資料の訂正を1カ所お願いしたいと思います。平成17年条例等議案新旧対照表というこの資料ですが、この3枚目にですね、特別職の職員で常勤のものの旅費に関する条例新旧対照表とありますが、その中の改正案の附則の部分で、この条例は公布の日の属する月の「翌日」と書いてあるところを「翌月」というふうに訂正をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

それでは、暫定予算をどのような方針で組んだのかというご質問です。ご承知のように暫定予算というのは、その年度ですね、中のつなぎ予算ということでありまして、それぞれの旧市町村の歳入歳出予算額から歳入が済んだ額、支出が済んだ額を差し引いた額を合算して、その後の補正要素を加味した予算の内容となっております。したがって、これはつなぎ予算と呼ばれております。それから、方針の中には特に政策的なものは原則組まない。経常経費とかですね、どうしても必要なものを最小限度にしてですね、予算編成をするという方針でした。

それから、歳入歳出が100億ほど違うと、これはどうしてかという理由ですが、暫定予算の目的というのは本予算が成立するまでのつなぎ予算ですが、一般的に歳入歳出予算というのはこれがどんぴしゃで合わないとおかしいとなっておりますが、これは年間を通しての話でありまして、これ一定期間のつなぎ予算の場合はそういうことは合わなくてもいいという規定がございますので、合わないのは当然な状況です。なぜかといいますと、いろいろ補助金が、9月の時点で一たん切りますので、補助金が後から入るとか、そういうものの歳入が不足しているというふうにご理解いただきたいと思います。

それから、市債の件ですが、これは原則的に各旧市町村のですね、継続事業を中心にやっておりますが、市債につきましては、例えば旧平良の場合ではですね、B54号線道路改築事業に起債が7億円使っております。それから、マリーナくし形桟橋建設事業にも起債を1億円ほど。それぞれ旧城辺ですね、旧町道10号線道路改築事業等々、それから下地では県営構造施設整備事業、いろいろ各旧市町村のですね、継続事業がありまして、それぞれに起債を入れてございます。そのようにご理解いただければと思います。

それから、正規の職員と臨時職員の数ですが、まず職員数が1,044名となっております。そして、支所それぞれの分についてですね、若干内訳を申し上げます。総務部が76名、企画政策部が57名、福祉保健部が178名、経済部が77名、建設部69名、会計課10名、それから平良支所が33名、城辺35、上野30、下地支所33、伊良部総合支所106、教育委員会が168、議会7、農業委員6、選管3、監査委員3、水道局が56、消防本部が97です。臨時職員につきましては、合計ですね、370名となっております。これは、嘱託も含まれております。

#### ◎福祉保健部長（池村直記君）

福祉保健部長の池村と申します。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

ただいまご質問のごみ収集業務の内容についてであります。現在契約しておりますのは、平良地区が7業者、城辺地区が3業者、下地と上野、伊良部それぞれ1業者となっております。契約の方法ですが、現在は随意契約を行っております。今後におきましては、随意契約、それから一般競争入札、今後検討されていくものというふうに思っております。

#### ◎財政課長（石原智男君）

債務負担行為についてご説明いたします。

債務負担行為は9件ございますが、10月から12月までの暫定期間中ですね、支払うべき可能性のあるものをですね、一応設定してございます。

#### ◎総務部参事（糸数 健君）

火葬費の補助金についてお答えいたします。

旧平良市の方で火葬費の補助金がゼロだということの話もありましたが、これは財政状況を勘案しまして平良市では補助金は出しておりません。ちなみに、残りの4町村ではこれまでどおりの制度を適用しまして、17年度だけ行くと。18年度については、今後新市において検討していくことになっております。

#### ◎議長（友利恵一君）

休憩します。

（休憩＝午後3時02分）

再開します。

（再開＝午後3時02分）

#### ◎財政課長（石原智男君）

先程お答えしたとおりではございますが、土地開発公社の保証につきましては、今塩漬け土地等が平良市にはございまして、その債務を保証するということで、暫定期間中にあるかもしれないということですね、設定4億3,000万やっております。あと、平成17年度に沖縄県信用漁業協同組合連合会が平良市漁業協同組合に融資することによって損失を受ける場合の損失補償ということで、これは平良市漁協が漁

業協同組合連合会から融資を受ける際に一応借入金額は確実に返済はしてございますが、もしそれが滞った場合にはそれを補償するというので、もしものことを考えてですね、一応5,000万ということで限度額を設けてやっております。

◎池間雅昭君

歳入歳出について非常にわかりにくいですね。普通歳出に合った歳入でなければ、これは暫定予算といえども、これ12月31日まで。いつまで。

(「そうです」の声あり)

◎池間雅昭君

31日までですよ。その間に歳出をするからということで皆さん継承するわけよね。111万も、約半分しか歳入ないでしょう。どっからどうそれ補てんして払うんですか。皆さんこれ予算を作成するに当たっての、今総務部長の説明では足りなくてもいいんだと言うんだけど、じゃこの間にその213億やった場合、111億足りないけども、どういうふうにして補てんするわけ。どういうふうに支払うわけ。それちょっとわからないんです、僕にはね。その点もぜひともご説明を願いたい。それとも現時点ではもう足りている。歳出総額に足りていますか、現時点では。その点もね、もう少し詳しくご説明願いたいと思います。

それとですね、債務負担行為、これは今宮古島市になったわけですから、当然池間漁協も伊良部漁協もこれ宮古島市内の漁協というふうになりますよね。この池間漁協や伊良部漁協については、今後どういうふうに対処するんでしょうかね。その点についても。これは、なぜなら同じ宮古島市の市民であり、同じ宮古島市に居を置く漁協ですから、やはり公平にやらなきゃいかんと思うんですよ。そういう観点からすれば、伊良部漁協やあるいは池間漁協についても同様の措置をするのかどうなのかね。もしそういうことをした場合、どのようにお考えですか、市長、これ。市長お答え願いたいと思います。

それともう一点、葬祭補助金ですけども、同じように合併して宮古島市になったんです。ところが、旧平良市以外の他町村の方々は葬祭費の補助金がもらえるけれども、旧平良市の市民は同じ宮古島市民でありながらそれが、補助金が得られないというこの不都合、不公平どう思います、市長。私はおかしいと思うんです、それは。同じ宮古島市民でありながら前政権の、合併前の政権のそういったものがそのままずるずると引きずってきて、一方ではもらえる、他方ではもらえないというね、そういう不公正な行政が私行われていいとは思いません。これについて、市長、いかがでしょうか。合併してもらうにはこれ予算一緒ですよ。その点について今後どのように対処されるのか、お聞かせ願いたいというふうに思っております。

◎市長（伊志嶺 亮君）

各旧市町村での住民サービスは大変差がございました。これ合併協議会の中で話し合いしまして、新市において検討するということになっていきますので、新市において検討してまいります。そして、例えば平良市漁協だけにこういう交付をするということじゃなくて、もし要請があれば伊良部漁協あるいは池間漁協についても考えていきたいと思っております。

◎総務部長（宮川耕次君）

収支のアンバランスについての説明ですが、先程も申し上げましたとおり、暫定予算は一定期間のつな

ぎ予算ということで、あくまでもその不足分は、例えば補助金が10月から12月の間に入らない、その後入るとかですね、そういったアンバランスが起きているという状況ですが、これは12月までなんです、12月の本予算が成立した時点でこれは暫定予算も吸収されますので、そこで最終的に収支のバランスはとっていかねばならないと、そういう性質のものだと思います。

◎池間雅昭君

市長にいま一度確認したいんですけども、この葬祭費の問題ですね。そのほかにも何かあったんだと思うんですけども、これはいわゆる同じ宮古島市の市民ですから、この暫定予算、平成17年度においても平等に旧平良市の方々にも助成金として出されるという今お話ですか。それとも出せないという話ですか。今の答弁ちょっとあいまいな答弁なもんだから、要するに火葬料ね、葬祭助成金についてはこれまでの、要するに町の申し合わせ事項だから出せないと言うのか。同じ宮古島市民だけれども、一方で亡くなられたら助成金がいただける、一方で亡くなくてももらえないというこの不公平、不都合が生じるけども、それを是正するのか先程聞きましたけども、あいまいな答弁でしたのでね、はっきりお聞きしたいんですよ。これは……

(「合併協議項目で決まったことだから、合併で決める  
ことでしょう」の声あり)

◎池間雅昭君

あなた市長ですか。僕は市長に聞いているんだよ。

(「これ合併協議項目でちゃんと確認された事項である  
と」の声あり)

◎池間雅昭君

要するに他の町村と同じように旧平良市民もね、やっていけるのかどうかというふうなことをお聞きしていますので、はっきりとお願いします。

◎市長（伊志嶺 亮君）

合併協議会の総務部会で平成17年9月6日に確認した事項ですけども、平成17年度に限り旧市町村の制度を適用する。平成18年度以降については、新市において検討するということになっております。

◎池間雅昭君

議長、休憩をお願いします。

◎議長（友利恵一君）

休憩いたします。

(休憩＝午後3時11分)

再開します。

(再開＝午後3時11分)

◎市長（伊志嶺 亮君）

合併協議会の中では、平成18年度以降については新市で検討するとなっています。

◎新城啓世君

報告第1号、専決処分案件についてお伺いしますが、その前にこのたびの宮古島市長選挙、激戦を制さ

れました伊志嶺市長にお祝い申し上げます。こうして座りますと平良市議会の延長線上を感じますけれども、宮古島市議会におきましては真摯な姿勢でご答弁をぜひお願いしたいと思います。

それから、あわせて今日議長に就任されました友利恵一議長にもお祝いしたいと思います。

◎議長（友利恵一君）

ありがとうございます。

◎新城啓世君

初代宮古島市議長としまして公正なる議会運営を切に希望します。

大変恐縮でございますが、足に障害ございますので、座ってよろしいでしょうか。座ったままで質問していいでしょうか。

◎議長（友利恵一君）

身体上の問題ですから座って。

◎新城啓世君

はい、ありがとうございます。

それでは、先程申し上げました報告第1号、専決処分案件につきまして、一般会計でお聞きしますけども、2ページになります地方特例交付金の計上について説明を求めます。

次に、合併後の新市に対する国及び県の支援補助金、うるま市でも問題になっているこの補助金ですけども、新市がスタートした今、この補正予算で計上できなかったのか。計上できる、計上する性質のものではないのか、もしくは新年度では計上されるのかということについてお聞きしたいと思います。

それから、先程の池間議員の質問の中に出てまいりましたけれども、市債、これは62ページにありますけれども、62ページですね。財政硬直化の中で9,100万もの市債発行する理由をお聞かせいただきたい。もう一度お聞きしたいと思います。

それから、一般会計歳出の方です。歳出の方で諸支出金、返済金で89億もの予算計上がありますが、その説明をしていただきたいと思います。借入返済金、繰りかえ流用返済金についてです。

それから、同じく歳出の方で、これは295ページになります。公園費です。パイナガマ公園整備事業に3,500万計上しておりますが、平良市の当初予算との整合性についてご説明をお願いします。

同じく297ページの土地地区画整理費、まちづくり総合支援事業に1億8,800万余計上してございます。これについても説明を求めます。

それから、309ページの環境整備事業費、平良地区のどの事業を指し、当初予算ではどのように措置されているのかを説明してください。

それから、港湾事業特別会計で市債が1億4,500万計上されております。その理由。売れないトゥリバーに市債発行をしてくし形栈橋をつくらうんだけれども、これはどういう根拠なのか、売れる保証でもあるのか等についてお聞かせいただきたいと思います。

それから、宮古島市パブリックゴルフ事業特別会計暫定予算、利用者総数を1万1,500人と予定した根拠、収益的収入及び支出について、営業収益とは何か、営業外収益とは何か、営業費用とは、営業外費用とはについてご説明してください。

それから、資本的収入及び支出について、いわゆるこの企業債償還金は旧伊良部町からの補助金で償還

していたような感じがいたしますけれども、資本的収入の部で補助金項目を1,000円計上した理由は何か。資本的支出の250万は当年度損益勘定留保資金で249万9,000円補てんしようとしているが、この損益勘定留保資金の説明と今どの程度あるのかどうか、以上についてご答弁をお願いします。

◎総務部長（宮川耕次君）

まず、合併補助金、国の補助金がどうなっているかということですが、これについては今のところ何とも答えようがありません。といいますのは、県に問い合わせてもはっきりした返事をいただいております。ただ、12月20日ごろですね、一応一定の内示が出るということですので、その状況を見まして私たちも判断していきたいというふうに考えております。

それから、振りかえ……ちょっと質問が少しわかりづらかったんですけど、前年度……

◎新城啓世君

休憩をお願いします。

◎議長（友利恵一君）

休憩いたします。

（休憩＝午後3時17分）

再開します。

（再開＝午後3時17分）

◎総務部長（宮川耕次君）

これにつきましては、旧市町村の各会計のですね、赤字分を9月の時点で打ち切って決算をするわけですので、どうしても赤字分が残るということでございます。そして、これについてはですね、例えば一般会計では継続事業の補助金とか、あるいはまた特別会計の福祉関係の補助金ですとか、港湾とか、そういったものが合わさって53億余りとなっているという状況です。ですから、これにつきましては繰りかえ払いによる収入となるということでございまして、一借のような形の対応になります。

◎新城啓世君

今何とおっしゃいました。何借。

◎総務部長（宮川耕次君）

一借です。

◎新城啓世君

次どうぞ、答弁。

（「まだある」の声あり）

◎新城啓世君

まだなかったですか。

◎財政課長（石原智男君）

地方特例交付金でしたよね。

◎新城啓世君

はい。

◎財政課長（石原智男君）



地方特例交付金は、平成11年度に創設された恒久的減税に伴う減収見込みの補てんですね、国からの補助がありますけど、そのことを指しております。5市町村の予算計上額は1億ちょっとですが、ほとんど9月までに歳入されております。そのうち暫定予算額に3,000円計上してあるんですが、10月から12月までの間に幾らか入ってくるだろうという金が一応3,000円ということで計上しております。

◎建設部長（平良富男君）

港湾整備事業債のマリーナくし形栈橋の件ですけど、これはくし形栈橋は機能債と言いまして、これで、使用料で返済する事業です。補助事業じゃなくて、機能債ですので、1億の起債をやっております。

それから、パイナガマ公園ですけど、3,500万当初予算と違っている理由はですね、これはあくまでも10月から12月までの暫定予算の数字です。残りの差額はですね、その前に支出されているということになります。

それから、まちづくり総合支援事業ですけど、これは根間地区の事業で、ほとんど物件補償、用地補償になっております。

◎新城啓世君

環境整備事業費。309ページです。

◎議長（友利恵一君）

309ページだそうです。平良地区環境整備事業。

◎新城啓世君

2億3,000万。

◎建設部長（平良富男君）

この事業はですね、トゥリバー地区の海浜Ⅰ、Ⅱに施設があります。例えばトイレ、シャワーとか、それから緑地とか、その予算です。

◎伊良部総合支所長（長濱光雄君）

パブリックゴルフ場暫定予算についてお答えいたします。

利用者1万1,500人の算定根拠ということですが、実績といたしまして平成14年度1万2,000人、そしてその次の年が約1万1,000人ということですね。今年は、おおむね1万1,500人ぐらいは入るだろうということで算定をしております。

それから、営業と営業外の件ですけれども、営業というのは純粋にゴルフ場に入場した数の収入、そして営業外というのはここに付随する売店、商品を、ゴルフ用品を売ったり、そういう形の費用であります。そういうことで、営業費用というのはもう純粋なるゴルフ場のゴルフ入場料が当たりますね。それから、売店とかも営業収入になります。営業外というのは、税金、受取利息とか基金、雑収入という形であります。

あと補助金につきましては、一般財源からゴルフ場の方に一部運営補助をいたしております。

◎新城啓世君

パイナガマ公園なんですけどね、これは旧平良市で当初予算に5,000万計上したわけですよ。それから、土地区画整理事業にしましても、当初予算で3億9,700万上がっているわけですよ。それにまた先程の環境整備事業、これも2億4,000万当初に上がっています。そういった中で、なぜ総務部長がおっしゃ

る二月間のつなぎ予算であるこの暫定でこれだけの予算を計上するのか。パイナガマで3,500万、これは購入費でしょう。それから、土地区画整理事業根間地区、これも1億8,800万。環境整備事業でも幾らでしたっけ。1億4,500万円ありますよね。なぜこんだけの大きな金額をつなぎ予算と言いながら、暫定という、つなぎ予算と言いながら組み入れるのか、そこまでしなくちゃいけない理由があるのか、財政逼迫の折そんなことをしていいのかどうか、その根拠をね、理由をね、お聞かせいただきたいと思います。なぜそうせざるを得ないのか。大きいでしょう、この金額は。

◎建設部長（平良富男君）

合併前に例えば工事を発注しますよね。そして、合併後に支出する。そのために暫定予算として年度当初にですね、合併を予想して計画を立てて、10月から12月の間に支出する予算が出てくると。そういうことで、当初予算の予算あるんですけど、合併前に工事発注したために10月1日以降暫定期間の中に支出するということでの計上でございます。

◎新城啓世君

休憩をお願いします。

◎議長（友利恵一君）

休憩いたします。

（休憩＝午後3時31分）

再開します。

（再開＝午後3時31分）

◎財政課長（石原智男君）

起債についてご説明します。

一般会計もそうですが、港湾会計もですね、繰り越し事業がありました。今暫定予算の中に起債がのっているのは、繰り越しされた事業費の起債です。普通通常の起債でしたら年度末に入ってくるんですが、16年から17年に事業が繰り越されたものについては10月から12月の間に入るということもありますので、一応暫定予算の中に歳入ありということで計上しております。

◎新城啓世君

それじゃ、これは大きな支出となのは、新しく発生した事業でなくして、継続の中での事業と考えていいわけですね。

それで、もう一件だけじゃ聞かせてもらいますけども、先程のゴルフ場1万1,500人と予定した根拠なんですけれども、14年が1万2,000人、15年が1万1,000人、16年度は何名ですか。

◎伊良部総合支所長（長濱光雄君）

16年度は、9,604名となっています。

◎議長（友利恵一君）

休憩いたします。

（休憩＝午後3時35分）

再開します。

（再開＝午後3時35分）

お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(友利恵一君)

ご異議なしと認めます。

よって、本日の会議はこれにて延会いたします。

(延会=午後3時36分)

平成 17 年

# 第 1 回宮古島市議会 (臨時会) 会議録

11月28日 (月) 最終日

(質疑、討論、表決、同意案件の処理)

平成17年第1回宮古島市議会臨時会（初議会）議事日程第2号

平成17年11月28日（月）午前10時開議

日程第 1	報告第 1 号	専決処分の承認を求めることについて	(市長提出)
" 第 2	" 第 2 号	専決処分の承認を求めることについて	( " )
" 第 3	" 第 3 号	専決処分の承認を求めることについて	( " )
" 第 4	" 第 4 号	専決処分の承認を求めることについて	( " )
" 第 5	" 第 5 号	専決処分の承認を求めることについて	( " )
" 第 6	議案第 1 号	宮古島市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する 条例	( " )
" 第 7	" 第 2 号	宮古島市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を 改正する条例	( " )
" 第 8	" 第 3 号	宮古島市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	( " )
" 第 9	" 第 4 号	沖縄県市町村総合事務組合規約の変更について	( " )
" 第10	同意案第 1 号	教育委員会委員の任命について	( " )
" 第11	" 第 2 号	教育委員会委員の任命について	( " )
" 第12	" 第 3 号	教育委員会委員の任命について	( " )
" 第13	" 第 4 号	教育委員会委員の任命について	( " )
" 第14	" 第 5 号	教育委員会委員の任命について	( " )
" 第15	" 第 6 号	固定資産評価審査委員会委員の選任について	( " )
" 第16	" 第 7 号	固定資産評価審査委員会委員の選任について	( " )
" 第17	" 第 8 号	固定資産評価審査委員会委員の選任について	( " )
" 第18	" 第 9 号	固定資産評価審査委員会委員の選任について	( " )
" 第19	" 第10号	固定資産評価審査委員会委員の選任について	( " )
" 第20	" 第11号	固定資産評価審査委員会委員の選任について	( " )
" 第21		議会運営委員会事項の閉会中継続審査の申し出について	

◎会議に付した事件

議事日程と同じ

平成17年第1回宮古島市議会臨時会（初議会）会議録

平成17年11月28日

（開議＝午前10時00分）

◎出席議員（28名）

（閉会＝午後3時09分）

議長（1番）	友利 惠一 君	議員（14番）	眞榮城 徳彦 君
副議長（22"）	下地 智" "	"（15"）	嘉手納 学" "
議員（2"）	仲間 明典" "	"（16"）	新城 啓世" "
"（3"）	池間 健榮" "	"（17"）	上地 博通" "
"（4"）	新里 聰" "	"（18"）	平良 隆" "
"（5"）	山里 雅彦" "	"（19"）	亀濱 玲子" "
"（6"）	佐久本 洋介" "	"（20"）	上里 樹" "
"（7"）	砂川 明寛" "	"（21"）	與那覇 夕ズ子" "
"（8"）	棚原 芳樹" "	"（23"）	豊見山 恵栄" "
"（9"）	前川 尚誼" "	"（24"）	富永 元順" "
"（10"）	與那嶺 誓雄" "	"（25"）	富浜 浩" "
"（11"）	友利 光徳" "	"（26"）	下地 秀一" "
"（12"）	池間 豊" "	"（27"）	下地 明" "
"（13"）	宮城 英文" "	"（28"）	池間 雅昭" "

◎欠席議員（0名）

◎説明員

市長	伊志嶺 亮 君	教育長	久貝勝盛 君
市助		教育部長	長濱幸男" "
収入役		生涯学習部長	二木 哲" "
総務部長	宮川 耕次" "	平良支所長	狩俣 公一" "
企画政策部長	久貝 智子" "	城辺支所長	饒平名 建次" "
福祉保健部長	池村 直記" "	上野支所長	砂川 正吉" "
経済部長	宮國 泰男" "	下地支所長	上地 廣敏" "
建設部長	平良 富男" "	伊良部総合支所長	長濱 光雄" "
総務課長	喜屋武 重三" "	消防長	伊舎堂 勇" "
財政課長	石原 智男" "	水道局次長	砂川 定之" "
企画調整課長	友利 克" "		

◎議会事務局職員出席者

事務局長	下地 嘉春 君	議事係	栗国 忠則 君
次長	荷川取 辰美" "	"	我如古 千佳枝" "
補佐兼議事係長	砂川 芳徳" "		

◎議長（友利恵一君）

これより本日の会議を開きます。

（開議＝午前10時00分）

本日の出席議員は28名で全員出席であります。

本日の日程は、お手元にお配りした議事日程第2号のとおりであります。

これより日程第1、報告第1号から日程第20、同意案第11号までの計20件を一括議題とし、先日に引き続き質疑に入ります。

質疑があれば発言を許します。

◎下地秀一君

それでは、一般会計暫定予算について伺います。

これは、178ページになります。歳出で民生費の中の保育所費の認可外保育所助成金が計上されております。これは、旧平良市の17年度予算では445万8,000円承認されました。ところが、暫定予算なんで、542万8,000円、約97万円の増額が行われておりますけど、当初予算より97万円も増額した理由について伺います。それでまた、当然今議会で暫定予算は承認されて即執行されると思いますけど、その場合の助成金の認可外保育園の4月からの手続はいつから始めるのか、その2点について伺います。

次に、特別会計の国民健康保険暫定予算についても伺います。歳入が8億2,714万6,000円、歳出が24億1,677万3,000円、約15億8,952万7,000円の歳入不足のまま計上されておりますけど、なぜこのような歳入不足のまま計上したのか、それについても伺います。

次に、またこれも特別会計になります。パブリックゴルフ事業特別会計暫定予算についてですが、歳出総額が3,587万2,000円と計上されております。初めて拝見する予算なので、中身について伺いたいと思います。これは、支出の方で第1項の営業費用の2,453万2,000円、さらに第2項営業外費用とあります1,134万円のこれについて、この予算の中身について伺います。

◎福祉保健部長（池村直記君）

予算が当初予算に比べて増額になっているという件でありますけども、これは旧下地町、それから旧上野村、それぞれ1カ所ずつ認可外保育所が増えております。それに伴う予算の増でございます。

それから、認可外保育所施設補助金につきまして、どういった手続で交付をするかということでございますけども、前期分として4月から9月分を前期分とします。それから、後期分として10月から翌年の3月までをそれぞれ後期分といたします。そして、その前期分につきましては現在その手続をとっております、ご指摘の前期分について少し交付が遅れているというふうな状況でございます。これにつきましては大変申しわけなく思っておりますが、現在当該補助金交付申請書の審査を終了しておりますので、速やかに交付をしていきたいというふうに考えております。

◎伊良部総合支所長（長濱光雄君）

パブリックゴルフ場につきまして、ご説明をいたします。

パブリックゴルフ場の概要といたしましては、利用者総数を1万1,500人という想定で予算を組んであります。全体的な予算といたしましては、当初5,900万の歳入を見込んで予算を組んであります。その中で、暫定につきましては収益が3,500万、そして支出も3,500万という形になっております。この営業費用

といたしましては、総務費、コース管理費、コース管理費が約1,800万、当初計画では出されております。売店、それから喫茶等ということで、一応営業費用というのはそういう形になっております。収入ですが、ゴルフ収入が1,127万5,000円、売店、喫茶店、自動販売機収入、収入の大まかな内容は、ゴルフキャディー・フィと、ゴルフ・フィというのが主でありまして、その収入と費用、コース管理費が大きなものであります。そして、営業外費用ですけれども、営業外費用というのは支払い元本、利息等が約560万という形になっております。あと利用税、基金。利用税というのはゴルフ利用税、それから基金というのはスポーツ振興基金というのを設置いたしてありまして、その基金であります。1人1回入るごとに100円、スポーツ振興のための基金を積み立てております。

◎総務部長（宮川耕次君）

9月末決算ですね、特別会計、国保会計がですね、収支が大幅に違うというご質問ですが、これは一般会計が黒字なんですけれども、特別会計が軒並み赤字になっております。そういうことで、一借などによりましてですね、その特別会計と一般会計の繰りかえ使用ということで、一時的に一借で埋め合わせているという、繰りかえ使用しているということに伴います。

◎議長（友利恵一君）

休憩いたします。

（休憩＝午前10時12分）

再開します。

（再開＝午前10時12分）

◎伊良部総合支所長（長濱光雄君）

営業費用がですね、総務費、それからコース管理費、売店運営費、喫茶店の運営費、それから自動販売機の運営費、減価償却費という項目になっております。それで、半期の決算を見ますと、総務費が7万4,297円、コース管理費が1,830万8,705円、それで売店運営が3万4,185円、自動販売機、喫茶運営が10万9,524円となって、約1,852万6,711円となっております。これは、上半期にそういう形になっておりますので、後半もそういう形になるものだという想定であります。

支払い費用ですけれども、営業費用としてそういう形でありまして、営業外費用等につきましては支払い利息が566万8,602円、利用税が135万4,800円、基金が34万6,000円ということで、営業外費用はそういう形になっております。そういうことで、上半期でそれぐらいの実績が上がっておりますので、後半、あと下半期でも恐らくそういう形で運営がされるものだというので、この暫定予算には約5,900万の当初予算のうち3,500万を繰り入れていると、歳入してあるという形です。

◎下地秀一君

先程の国民健康保険についてですが、15億の歳入不足の中で予算計上をしながら一借でやったと、そういうふうに答弁してはいますが、やはり国保を運営する中で恐らくどういったことが予想されることがある程度想定済みなのか、または一借、これはたしか一般会計の方でも一借をしていると思いますけど、一借の限度額はどのぐらいになるのか。まさか50億、100億というふうにあるかどうかわかりませんが、一借の限度額ですね、先程の当局の答弁では一般会計、特別会計とうまく組み合わせたことを言っていますが、それについて伺います。はっきり言って、その暫定予算の中で15億も歳入不足が生じた状況下で本



当に住民サービスが図られていくのか、その辺についても伺います。

次に、パブリックゴルフ事業特別会計予算、収入はいいですけど、支出の面で約3,000万円、総額で今営業費用の中で総務費、コース管理費用ですか、売店、喫茶、自動販売機と細かく数字を出してもらいました。その中で、支出の方は総計で3,587万2,000円、その中にこのゴルフ場を運営する中で、職員の給与もこの支出に入っているのかどうか、それについて伺います。

◎伊良部総合支所長（長濱光雄君）

職員の給与につきましては、一部入っております。これは、管理公社経営という運営形態をとっておりまして、管理公社職員、そしてゴルフ場担当職員というふうに区分けをしてありまして、その中でゴルフ場勤務者の分を管理公社が負担する部分とゴルフ場の収入で直接負担する部分がありまして、そのように分担して負担しております。

◎総務部長（宮川耕次君）

一借の限度額ということですが、一応暫定予算においては限度額というのは特に定めません。これは、年間のうちの一時的なものですので、一借は特に限度額という形では定めておりません。

それから、10億の赤字分といいますか、それについては一応年度途中の9月の時点での決算となりますので、そういう形でその収入が入らないとかですね、それは宮古島市にですね、新たな予算として引き継がれますので、こういう形で現在繰りかえ使用という形で対応しているという状況です。

◎下地秀一君

もう一度パブリックゴルフ場について伺います。

これは、収入、支出3,000万円余りで計上されておりますけど、基本的にはやはりこれを運営するのは利用者総数が基本的な収入になって、それで職員の給与、それからコースの管理、いろんな経営をまかなっていくと思うんですけど、職員の給与が支出の中に一部しか入っていないと、そういう当局の答弁ですけど、これからすると利用者数があと2万、3万人ぐらいにならんと、これ経営自体厳しくなってくると思っておりますが、その辺どうですか。

◎伊良部総合支所長（長濱光雄君）

ご指摘のとおり、非常に厳しい経営状況でございます。算定で当初計画では1万2,000名ぐらい入ればどうにかやっていけるんじゃないかという想定で予算編成いたしましたけれども、去年の状況で、諸般の状況で歳入が本当に厳しい状況になっております。2万、3万とまだいかななくても、大体想定どおり1万2,000人ぐらいちゃんと入っていただければ赤字は出ないんじゃないかという想定であります。そういうことでは、今後一生懸命努力して、収入でその経営、人件費を含めて経営が健全にできるように頑張りたいと思っております。

◎富浜 浩君

平成17年度宮古島市一般会計暫定予算についてでございますが、まず初めに歳入の52ページであります。不動産売買収入についてであります。4,500万余とありますけど、どこを売買して、何平米あるのか。

そしてまた、歳出でありますけれども、不法投棄ごみ処理等委託料930万余とあります。これは、委託した業者、そして場所、それを示していただきたいと思います。

次に、また歳出の方ですけど、259ページ、新漁村コミュニティー基盤整備事業、伊良部地区というこ

とで200万円を計上されていると、このこともご説明を求めたいと思います。

次に、289ページ、B-54号線道路改築事業、これ平良地区となっています。その進捗状況を示していただきたいと思います。3億4,600万であります。

次に、B-53号線交通安全施設整備事業、これも平良地区となっておりますけど、1億4,500万余計上されております。そして、これまで旧平良市において課題になりましたパイナガマ公園の整備の事業についてであります。これも平良地区でありますけども、進捗状況を示していただきたいと思います。3,500万余であります。

298ページ、竹原地区土地区画整備事業、これ平良地区でありますけど、4,400万余計上されております。この件もお願いします。

345ページ、北中学校野外運動場及びLAN整備事業3,200万余であります。

以上、説明を求めたいと思います。

#### ◎財政課長（石原智男君）

不動産売払収入4,500万余の計上ではありますが、これは各市町村当初予算から9月までの補正の間で計上されたもののうち、10月から12月までに歳入される見込みの不動産売払収入です。その内訳としては、城辺町が1,500万、旧城辺町からの不動産売払収入がですね。旧下地町からは33万円、旧伊良部町が1,000万円、それから旧平良市の分として2,377万余ですが、これは既に10月に売払収入として歳入済みであります。

#### ◎福祉保健部長（池村直記君）

ページは217ページ、不法投棄ごみ処理等委託料の件でございます。218ページのですね、委託料の方をごらんいただきたいと思います。この経費につきましては、まず城辺地区一般廃棄物収集運搬業務、それから粗大ごみ処理の収集業務353万8,000円の経費、それから旧下地町の部分ですけども、一般廃棄物の収集業務につきましては180万ちょうど、不法投棄ごみの処理につきまして112万4,000円、それと2カ所ございます最終処分場の警備委託等の管理費ということで、284万円の予算を計上させていただいております。

#### ◎建設部長（平良富男君）

B-54号線、ボウリング場前の道路でございます。現在3,250万円の工事を発注し、残りは物件用地補償でございます。

それから、B-53号線、宮古高校前です。工事を2,237万円発注し、残りは物件補償、用地交渉で終わっています。

パイナガマです。パイナガマは、現在900万近く財産区を購入してあります。これからまた財産区等の用地交渉に入ります。

竹原地区の4,400万ですけど、これから換地設計委託に入ります。

#### ◎教育部長（長濱幸男君）

富浜議員から、345ページですが、北中学校の屋外運動場、それからLAN整備の3,200万についてのお尋ねがございました。これは、9月に北中の屋外運動場、それからLAN整備の事業を進めておりまして、契約も終わりました、10月に前払い金を支払いをいたしました。この金額でございます。

◎伊良部総合支所長（長濱光雄君）

新漁村コミュニティー事業についてご説明をいたします。今回の予算に入っておりますのは、佐良浜漁港にターミナル設置してありますが、その周辺の整備であります。現在ターミナル前の方から道路が通っておりますけれども、それを後ろの方に回して、交通の流れをスムーズにしたいということで、その関連道路と周辺の整備ということになっております。

（「休憩お願いします」の声あり）

◎議長（友利恵一君）

休憩します。

（休憩＝午前10時30分）

再開します。

（再開＝午前10時31分）

◎建設部長（平良富男君）

パイナガマ公園ですけど、現在共有地の方を用地交渉しております。そして、これまで用地を集積した部分をですね、これから設計を入れて工事に入って行く予定にしております。

◎富浜 浩君

今度は、宮古島市条例についてでございますけれども、教えていただきたいと思っております。

若者定住促進条例というのがございます。その中で、旧町村の中においてはその条例がきちっと指定されているわけですが、平良市にはその若者定住促進条例というのはいりません。どういう形で、この宮古島市ということでやっていくのか、その条例についてお伺いしたいと思っております。

もう一つは、宮古島市企業誘致条例の件でありますけれども、私は経済が今厳しい状況であるわけですから、こういう条例はきちっと生かさなければならぬと考えているわけでありまして。したがって、企業誘致委員会を設置してですね、この宮古島の活性化になるようなことをやっていくべきじゃないかと考えますが、その点もお伺いしたいと思っております。

もう一つは、宮古島市保良泉ビーチ条例指定管理者の指定についてであります。これ宮古島全体の中において、管理指定というのが城辺町でビーチ条例ができました。けれども、城辺町でできた管理条例というのを宮古島全体でこれを一つの考えにして、これをちゃんと指定管理条例制度をやっていくのか、これちょっとわかりませんので、これ議会の議決が必要だと思っております。それで、これちょっと具体的にその件を教えていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

◎企画政策部長（久貝智子君）

定住促進につきましては、平良市を除く旧町村でございましたが、合併協定のですね、第44項目におきまして、定住促進関係事業のうち実施中の事業については下記のとおりとすると、また新たな定住促進関係事業の創設については新市において検討するというふうに協定がなされております。それで、宮古島市におきましては、これから検討に入るということになっております。

◎総務部長（宮川耕次君）

保良泉ビーチ関連の指定管理、そして今後の条例のあり方についてですが、この件につきましては個別条例というものと、それから総括的な条例とか。最初普通のやり方としましては総括的な条例あるいは指

針をつくりまして、これに基づいて個別条例をつくるという形で今各町村で進めております。宮古島市の場合はですね、今指針を、総括的な条例に当たるといいますか、条例ではないんですが、そういった指針を今は部内で検討しております。その中で、そういった個別の条例についてもこれからやっていくわけですが、既にやっている条例についても、また今後全体との整合性の中で見直すこともあり得るかと思えます。ただ、旧城辺町でやったものは、それはそれでひとまず尊重してですね、当面やっていくということです。

◎経済部長（宮國泰男君）

条例第158号の宮古島市企業誘致奨励条例でございますけれども、この部分につきましてはもともとマリナーミナル関係の事業との関連でもって出てきた条例でございます、その中で委員会をつくって、もっともっと企業を誘致したらどうかということだと思えますけれども、その件に関しましてはただいまのご提案でございますから、一度部内で検討させていただきます。

（「議長、休憩してください」の声あり）

◎議長（友利恵一君）

休憩します。

（休憩＝午前10時39分）

再開します。

（再開＝午前10時41分）

◎富浜 浩君

まず、平成17年の特会の件でありますけれども、宮古島市介護保険特別会計暫定予算についてであります。これサービス利用条件についてでありますけど、ちょっと細かくなりますけど、これ一般質問に結びつけたいと思いますので、大変申しわけございませんが、説明を求めたいと思います。

さて、利用状況でありますけど、65歳以上は何名、人口はどのぐらいか、高齢化率、それから要介護認定者数、認定率、訪問介護、デイサービス、ショートステイ、これは介護が何名か、デイサービスが何名か、ショートステイが何名か、これはこれからの大事なことでありますので、ご説明を求めたいと思いますので、よろしくをお願いします。

◎福祉保健部長（池村直記君）

ちょっとスピードが速かったもんですから、確認しながらいきたいと思えます。

まず、宮古島市の高齢者人口、65歳以上の人口でありますけれども、1万1,991名、これは平成16年度末の数字でございます。そのうち認定者数は2,285名、認定率19.1％です。それから、高齢者率は21％でございます。

それから、受給者数でありますけれども、この認定者数2,400名の中でですね、居宅サービス、これ在宅ですね、1,452名、それから施設サービス受給者、これが494名ですね。そして、利用者数、施設を利用されている方、認定者のうち施設を利用されている方が80.7％の1,956名、それから認定は受けているんですけども、その利用をされていない方が19.3％、数にしまして557名ということでございます。

それから、介護度別もございましたですね。平成17年度9月現在のですね、最新の介護度別の実数でありますけれども、要支援が329名、要介護度1、926名、要介護度2が309名、要介護度3が315名、要介護

度4が276名、要介護の5が253名、トータル2,410名です。このうち要介護度2以下の比較的軽い方々が全体の65%を占めております。

それから、あとは費用もございましたでしょうか。

(「デイサービス、ショートステイ」の声あり)

#### ◎福祉保健部長（池村直記君）

今件数は持ち合わせておりませんので、ちょっと確認をさせていただきたいと思います。

#### ◎上里 樹君

議案の第1号と第2号、第3号についてお伺いします。この宮古島市議会の議員の報酬、それから費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例なんですけれども、この改正によってどのような結果ですね、引き上げがどれぐらいになるのか、お伺いします。

それから、第2号の特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例、これも同様に引き上げ後、幾らの引き上げになるのか、お伺いいたします。

それから、第3号、宮古島市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、これ人事院勧告を受けてのものになるんですけども、今公務員の要するに職員の削減と、それから賃金の引き下げ、これが強く一部政党によって打ち出されています。そんな中で、今公務員労働者含め、その労働組合運動にとってこれは本当に今後の日本の労働運動にとって大変重要な事態だと考えますけども、ちなみに長引く不況のもとでさらに庶民増税が計画されています。この間に減税も定率減税が2分の1削減されて、来年度の4月1日からそれが実施されます。さらに、それが撤廃されていく流れ、そんな中で公務員労働者も全国一律賃金、それから同一労働と、それを求めてこれまで頑張ってきたわけですけども、公務員の賃金を引き下げて当たり前という風潮と職員を削減して当たり前という風潮が今強まっています。そのやり方が、公務員と民間労働者を対決させると、それから現役世代とそれから高齢者世代、それを対決させる、それから労働者と、それから自営業ですね、それとの対決、それから働く女性と専業主婦、そういう対立の構図を持ち込んで、これまでの既得権益を守ろうという国民の闘い、それをその二つの構図によって分断する流れ、これが今目に余ります。

その既得権益を守ることがまるで悪かのような風潮がありますけども、そんな中で私は今の不景気が何に起因しているかと考えた場合に、消費が低迷しているというのが一番の原因だと思うんですね。だから、そんな中で今の人事院勧告出ましたけれども、引き下げですね。今後期末手当で補充していくことにもなっていますけれども、そういう流れのもとで人事院勧告が打ち出しているのは来年度4月1日からの全国の地域別賃金の導入です。だから、そういうことを視野に入れた場合に、今度の人事院勧告の受け入れでこの報酬の減額がされるということなんですけども、この職員給与の減額、それから期末手当での補充、それは具体的に平均してどれぐらいの数字になるのか、お伺いします。

#### ◎総務部長（宮川耕次君）

今回人事院勧告がございまして、これは官民格差が出ているということで、給与面で0.36%の引き下げ、期末勤勉手当を0.05カ月増額ということで勧告がなされております。県内でもいろいろこれについて検討しているところですが、宮古島市としてはですね、一応これに沿った形で対応していこうということで議案の上程をさせていただいております。

議員と特別職のいわゆるボーナスの期末手当の引き上げの影響ですが、今回はですね、30%在職期間ということですので、従来の1.7から1.75に0.05上がるということで、市長ですと1万4,318円のアップになります。18年度以降は、在職期間が100%適用になりますので、そのように増えてまいります。それから、議員についても同様に従来の1.7から1.75%、30%在職期間で約5,900円、議長が7,159円、副議長が6,262円というふうになります。それから、一般職につきましては、給与面で1人平均が約4,000円ということでございます。

◎嘉手納 学君

議案第1号の今のこの6、7、8の日程の中でですね、宮古島市の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例と、職員の常勤のもの給与及びいろいろあるんですけど、私がお聞きしたいのは、まずその基礎となるべき議員の報酬がですね、沖縄県の市議会議員のうちの報酬の中でどのぐらいの位置にあるのか、それを確認させていただきたい。

それと、この市町村合併によって旧平良市、上野、城辺、下地、伊良部町が合併しました。その中で、その以前に給与の号俸等の統一がなされた部分もありましたけど、それはどうなっているのか、そしてどのような形で今後やっていくのかですね、そこら辺を聞かせていただきたいなというふうに思っておりますので、よろしくお願いします。

◎総務課長（喜屋武重三君）

ただいまの嘉手納議員の本市の議員報酬が県下の市議会の中でどの程度の位置なのかというふうな質問ですが、これは私どもが調べたところ、10市中9番目ということになっております。

それから、職員の号俸の調整についてですが、旧市町村のこの差がある部分については速やかに調整をいたしたいと、そういうふうになっております。

◎嘉手納 学君

10市中9番目ということについてですね、どういった観点からそのようになっているのか、人口割なのか、それとも今後新しい合併に伴っての報酬の部分についての委員会での決定なのか、何を勘案してこのような位置に来たのか、そこら辺を説明していただきたいと思えます。

それと、市の職員のアンバランスというようなものを速やかにと言っておりますけど、やはり合併したわけでありますので、それは同じ現場に働く者として、給与の号俸等にアンバランスというのはいかなるものかなというふうに思っております。それはですね、できるだけ早目をお願いしたいというふうに思いますが、最初の9番目の位置のこれはどういった観点からこのような位置に来たのかですね、ご説明をお願いします。

◎議長（友利恵一君）

休憩します。

（休憩＝午前10時56分）

再開します。

（再開＝午前10時56分）

◎総務課長（喜屋武重三君）

今の本市の議員報酬がどのような位置づけされたかということですが、これについては合併当時、合併

事務局のもとに報酬等審議会の委員が任命されまして、その中で審議された結果、旧平良市の基準でいきましようというふうな話がされているということでもあります。

◎嘉手納 学君

委員会ですれたということなんですけど、私の記憶の中で、もし確かであればですね、名護市と同じような人口だったと思うんですよ、たしか。この名護市の人口に近いということで、それなりに新市の中でやっていくということで、私は疑問を感じたのはなぜ旧平良市なのか。平良市以上にあと4町村が合併するのに、なぜ平良市を対象にするべきか、そこがいまだに理解できません。そこら辺をしっかりとらえて、合併して人口も、そして我々もそれなりの選挙の中で選ばれてきて、そこで今まで90名余りの議員の中から28名に絞って我々はやってきてやっているわけです。そして、そこには我々は議会人として自信と誇りを持ちながら、市民のために頑張っていくという気持ちでありますけど、それを合併前の平良市だけの対象ということで委員会をされては困るということを私は強く言い続けてきましたけど、名護市と同等の市の人口になるのであれば、それは同等のことを望んでいいんじゃないかなというふうな部分はあります。

◎議長（友利恵一君）

要望ですね。

（「要望です。要望とともに、基準をはっきりちゃんともっとやってほしいということです」の声あり）

◎議長（友利恵一君）

市長が聞いておりますから。

◎池間雅昭君

宮古島市の一般会計暫定予算についてです。トータル的にお聞きしたいと思いますので、よろしく願いします。

まずですね、この暫定予算、いわゆる歳入歳出ございますよね。この予算と多分12月定例会で提案されるようであります本予算ですね、それとの関係と申しますか、位置づけと申しますかね、これについてご説明を願いたいなというふうに思っております。見た目は、これ暫定予算の歳入歳出が、歳出の方が2倍にも膨れ上がって非常にいびつな状況の予算であるわけですね。したがって、この歳入歳出のバランス、いわゆる最終的には同額になるんですよというふうなこの前の総務部長の説明であったんですけども、どうも納得できない部分があるんですね。ですから、その暫定予算の組み方と本予算の組み方についてのご説明もお願いしたいというふうに思っております。

次にですね、暫定予算の歳入の雑入部分、非常に多うございますよね。雑収入が53億9,900万ですか。約54億円の雑収入があるんですけども、それについてですね、具体的にご説明をお願いしたいというふうに思っております。

それと、もう一点ですね、歳出の方の諸支出金の返済金、私も議員16年間やってきたんですけども、初めて見るような項目ですね。それで、借入金ですか、繰入金返済、旧市町村借入金返済3億8,000万、それから繰りかえ流用返済金、初めての聞く名前ですけども、目ですけども、これについてですね、具体的にご説明願いたい。それで、この各市町村、旧市町村の返済については、旧市町村ごとに返済額、それを

お示し願いたいというふうに思っております。

それとですね、もう一点は、この暫定予算の義務的経費、当然もう10月1日からこの12月31日までの間に支払うべき義務的経費は総額で幾らになるのか、それをお伺いしたいというふうに思っております。

それと、議案第1号ですか、条例についてですけども、条例第54号、宮古島市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例で、この中で議会に付すべき契約金額が1億5,000万円になっています。その1億5,000万円のいわゆる提案した根拠、何に基づいて1億5,000万というふうに決めたのか。そして、県内他市と比較して、この1億5,000万というのはどういうふうな状況になっているのか、これについてご説明を願いたいというふうに思っております。

(「議長、ちょっと休憩よろしいですか」の声あり)

◎議長(友利恵一君)

休憩いたします。

(休憩＝午前11時04分)

再開します。

(再開＝午前11時05分)

(「議長、休憩をお願いします」の声あり)

◎議長(友利恵一君)

休憩します。

(休憩＝午前11時05分)

再開します。

(再開＝午前11時07分)

◎総務部長(宮川耕次君)

暫定予算と本予算との関係ということですが、暫定予算といいますのは、旧市町村の途中で合併に伴いましてですね、9月で閉めて、それから10月から3カ月間の期間にまたがる一定期間のもので、実質収入見込額というものを計上するというのが建前となっております。そして、一応暫定予算の場合は、金曜日にも説明いたしましたとおり、つなぎ予算ということで、まずは義務的経費を中心にやる、それから契約して既にもう継続している事業についてやる、それと合併に伴って必要な事業、そういう必要最小限度あるいは義務的な経費ということで予算を組んでおります。

そして、収支のバランスということですが、一応暫定期間が12月までとはなっておりますが、本予算を12月定例議会で提案する予定ですが、それが議決された時点で、この暫定予算は本予算に吸収されるという性質のものであります。

そして、ご質問の歳入の雑入ですが、53億円。これは、一般会計とですね、特別会計とのバランスをとるために一借、繰りかえ流用という言葉を使っておりますが、要するに一般会計の方から赤字の特別会計に繰りかえ使用しているわけです。いわゆる繰り越しとはちょっと違いますが、繰りかえ流用ということで、一般会計から特別会計に繰りかえ流用しているというふうにご理解いただきたいと思います。

それから、一借ですが、全体でですね、80億の一借をしております。そして、平良が60億、城辺が6億、上野が4億、それから伊良部が10億ですか、合わせて80億の一借をしております。



それから、返済金ですが、これもそのように新しい言葉ということですが、確かに今一般会計から特別会計への繰りかえし流用という言葉の説明をしましたけれども、その一借したものをですね、返済するためのこれは金額というふうにご理解いただければと思います。つまり借り入れ返済金は36億3,000万、その一借の返済というふうにご理解いただきたいと思います。

◎議長（友利恵一君）

部長、義務的経費の総額。

◎総務部長（宮川耕次君）

答弁漏れがありました。義務的経費の総額は、現在のところ算出しておりませんので、ちょっと後でまた算出でき次第お知らせしたいと思います。よろしくお願いします。

◎財政課長（石原智男君）

不動産の買入れもしくはその売り払いについての金額の件ですが、地方自治法施行令第121条の2の中で、県は7億円以内、それから市は2億円以内、それから町村は700万円以内というふうになっておりますので、その範囲内でございます。

（「休憩お願いします」の声あり）

◎議長（友利恵一君）

休憩します。

（休憩＝午前11時10分）

再開します。

（再開＝午前11時40分）

◎財政課長（石原智男君）

先程の不動産もしくは動産の買入れの件を申し上げましたが、工事または製造の請負については、県が5億円ですね、それから市が1億5,000万、町村が5,000万となっております。

それから、暫定予算の中に占める人件費ですが、人件費は38億7,800万、それから扶助費が10億8,200万、それから公債費が4億7,500万です。

◎議長（友利恵一君）

休憩します。

（休憩＝午前11時42分）

再開します。

（再開＝午前11時44分）

◎池間雅昭君

今の財政課長の話、普通一般的な義務的経費というのは人件費とかそういう部分ですよ。ところが、本暫定予算では皆さん方の、建設部長も経済部長も説明していたようにね、いわゆる10月1日以前に各市町村で発注をした工事の関係の金額も払っているわけですよ。今教育部長の話がありましたように、北中学校の体育館とか、あるいはLANの整備の金も払っているわけですよ。要するに10月1日から12月31日までに必ず払わなければならない費用が義務的経費なんです。今言っている人件費、そういうふうじゃないでしょう。私が聞いているのはそれなんです。10月1日から12月31日まででこの暫定予算の財源でも

って支払うべき、支払わなければならない額を私は聞いているわけです。ですから、申し上げたように市町村返済も、これは当然義務的経費になりますよね。それで、暫定、流用、返済、それもそうですよね。あれこれで89億余りになるわけですから、今さっきおっしゃったような人件費、給料とか期末手当、それも11億ぐらいあるから、それでもう100億借りているんです。そうしますと、北中の工事費や、あるいはB-54のこれから施設がいろいろありますよね。今までの答弁、ご説明ありましたように。これらの費用がないじゃないですか、もう財源が。それを聞いているんですよ、僕は。ありますか。こういったこれまでもろもろ支払いしてきたものを含めてね、いわゆる支払いしなければならなくなった場合に、農林水産業費とか、あるいは土木費とか、そういったもろもろのこの歳出に載っているようなものを支払う財源がないんじゃないかと聞いているんですよ。ありますか。それお答えください。

◎総務部長（宮川耕次君）

暫定予算という、今義務的経費の話がありました。人件費とか、扶助費とか、公債費、借金返済とかです。これを普通義務的経費と言っております。

暫定予算の中の公共事業の建設事業の件ですが、これはいわゆる9月の時点で、10月前に契約が済んでいるものについては建設事業は継続しているわけです。ですから、暫定予算に入れるわけです。ただし、補助金というのは、国のいろんな仕組みがありまして、これで例えばいつ入るかかわからない場合もあります。それで、今度の暫定予算というのは10月から12月に入るであろうという、そういったものを一応組んだということですので、幾ら払わなければいけないかということは言えないわけです。ですから、予算的に義務的経費として言われております給料や扶助費や公債費等は53億ですよという答弁を申し上げたわけです。ですから、暫定予算は収支のバランスはもちろんとらなくて結構ですとうたわれておりますので、私たちもそういう編成作業をやっております。最終的には本予算で収支のバランスはきちっととれるように考えております。

（「議長、休憩をお願いします」の声あり）

◎議長（友利恵一君）

休憩します。

（休憩＝午前11時48分）

再開します。

（再開＝午前11時50分）

◎総務部長（宮川耕次君）

いわゆる歳入はですね、現在地方交付税ですとか、あるいは補助関係の補助金とか、そういうものがこれから入ってきますので、現在の暫定予算がいわゆる100億程度しかないとしても、これは確実にこれから入ってくるものですので、そういう本予算が成立した時点でこの約100億のマイナス分というのはちゃんと相殺されるようになっておりますので、これはご理解いただきたいと思います。補助金が年度を通して、これはきちっと入るものですので、決してこれがマイナスというわけじゃありません。補助金等がこれから入ってきます。

（「議長、休憩をお願いします」の声あり）

◎議長（友利恵一君）

休憩します。

(休憩＝午前11時51分)

再開します。

(再開＝午前11時55分)

◎財政課長（石原智男君）

暫定予算というのは、各旧市町村の議会ですすね、9月までに議決された予算の総額から合併後、10月1日から12月末までに歳入されるものと、それから支出されるものを抜き出して暫定予算は組んであります。ですから、議決されなかったということではなくて、その合併から12月末までの期間内で入るべきものと支出されるべきものだけを抜き出して、一応予算としてまとめてありますので、その中で不足が出る場合においては一借で対応するという事です。今までも予算を執行する上では、補助金というのは年度末にしか入りません。それから、市債もそのとおりです。ですから、その期間内は、赤字の部分は一借で対応するという事で合併の予算はなっておりますので、本予算が12月議会で決定された時点で、みんな歳入も歳出も本予算の中に吸収されます。もともとあった予算の中に吸収されますので、議決されなかったものが支出されたということは特にございませぬ。

(「議長、休憩お願いします」の声あり)

◎議長（友利恵一君）

休憩します。

(休憩＝午後零時03分)

再開します。

(再開＝午後零時07分)

◎池間雅昭君

非常に不可解なあれですすね。議員諸氏も見てのとおり、100億ほど歳出の方が多い予算だ。この暫定予算の編成に当たっても、一借を80億もして、その上で歳入でも組み入れされた歳出も流用すると、そういうふうな方策をとって、なおかつ足りない部分はまた自分たちの段階で一借をすると。幾ら暫定予算であってもね、僕はこういう予算の編成の仕方ないと思う。ましてや総務部長のあの説明の仕方では、今はこれしかないけれども、これから確実に入金があるから、これを使うとか、全く理解も、これ暫定予算なれど、今は専決処分の承認を求めることですから、いいんだけれども、これからこの承認を申し上げ、専決処分をした範囲までしかできないということになるんですよ、財源の支出というのは。それを勝手に今から入金を使って埋め合わせできますよって、そんなこと通用しますか。

それと、市長ね、今あなたの面前において部長以下説明してきました。これは、もう皆様方が一借で対応しますということは、とりもなおさずこの暫定予算の財源では歳入がもうできないということ、ある意味証明しているんですよ。一借しますということだから。足りないということをこれ証明しているわけです。そしたらね、こういうふうな議案を提案した市長の責任というのはね、非常に重いと思うんですよ。これだけしか金がないのに、2倍の支出をしようなんていう議案を持ってきて、それで足りなければまた一借やりますよと、80億の一借だってそれを返して。それで、足りないからって、赤字の特別会計にも流用して。それをしながら、またもう一度一借増やす、もしできなければ市長はどう責任とりますか。お答

えください。

(議員の声あり)

◎議長(友利恵一君)

休憩します。

(休憩=午後零時09分)

再開します。

(再開=午後零時09分)

ほかに質疑ございませんか。

(「質疑なし」の声多数あり)

◎議長(友利恵一君)

これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております20件については、会議規則第37条第2項の規定により、委員会の付託を省略し、本日の会議において即決いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(友利恵一君)

異議なしと認めます。

よって、そのとおり決しました。

午前の会議はこの程度にとどめ、午後は2時から再開いたします。

休憩します。

(休憩=午後零時09分)

再開します。

(再開=午後2時51分)

休憩前に引き続き、会議を続行いたします。

これより討論に入ります。

これより日程第1、報告第1号、専決処分の承認を求めることについて討論の発言を許します。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長(友利恵一君)

これにて討論を終結いたします。

これより報告第1号を挙手により採決いたします。

なお、挙手のない者は否とみなします。

本件は承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手多数)

◎議長(友利恵一君)

挙手多数です。

よって、本件は承認されました。

次に、日程第2、報告第2号、専決処分承認を求めることについて討論の発言を許します。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長(友利恵一君)

これにて討論を終結いたします。

これより報告第2号を挙手により採決いたします。

なお、挙手のない者は否とみなします。

本件は承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手多数)

◎議長(友利恵一君)

挙手多数であります。

よって、本件は承認されました。

次に、日程第3、報告第3号、専決処分承認を求めることについて討論の発言を許します。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長(友利恵一君)

これにて討論を終結いたします。

これより報告第3号を挙手により採決いたします。

なお、挙手のない者は否とみなします。

本件は承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手多数)

◎議長(友利恵一君)

挙手多数であります。

よって、本件は承認されました。

次に、日程第4、報告第4号、専決処分承認を求めることについて討論の発言を許します。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長(友利恵一君)

これにて討論を終結いたします。

これより報告第4号を挙手により採決いたします。

なお、挙手のない者は否とみなします。

本件は承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手多数)

◎議長(友利恵一君)

挙手多数であります。

よって、本件は承認されました。

次に、日程第5、報告第5号、専決処分承認を求めることについて討論の発言を許します。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長(友利恵一君)

これにて討論を終結いたします。

これより報告第5号を挙手により採決いたします。

なお、挙手のない者は否とみなします。

本件は承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手多数)

◎議長（友利恵一君）

挙手多数であります。

本件は承認されました。

次に、日程第6、議案第1号、宮古島市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例に対する討論の発言を許します。

◎上里 樹君

議案第1号、宮古島市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について、反対の立場から討論いたします。

これは、人勸の一般職員の給料改定に伴う改正なんですけども、職員の給与が引き下げられる中で議員の報酬だけ上がっていくという、そのやり方に疑問を感じます。

よって、反対いたします。

◎議長（友利恵一君）

ほかに。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長（友利恵一君）

これにて討論を終結いたします。

これより議案第1号を挙手により採決いたします。

なお、挙手のない者は否とみなします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手多数)

◎議長（友利恵一君）

挙手多数であります。

よって、本案は可決されました。

次に、日程第7、議案第2号、宮古島市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例に対する討論の発言を許します。

◎上里 樹君

議案第2号、宮古島市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例に反対の立場から討論いたします。

議案第1号の趣旨により反対いたします。

◎議長（友利恵一君）

ほかに。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長(友利恵一君)

これにて討論を終結いたします。

これより議案第2号を挙手により採決いたします。

なお、挙手のない者は否とみなします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手多数)

◎議長(友利恵一君)

挙手多数であります。

よって、本案は可決されました。

次に、日程第8、議案第3号、宮古島市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例に対する討論の発言を許します。

◎上里 樹君

議案第3号、宮古島市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について反対の立場から討論いたします。

今度の提案は、いわゆる人事院勧告に基づく官民格差の是正というのが理由です。しかし、その長引く不況の原因は、個人消費の落ち込み、これが原因です。今度の引き下げによって民間の労働者の賃金、その引き下げにもまた拍車をかけますし、地域経済の活性化にもマイナスになります。今なすべきことは、民間企業の活性化の手だてをとって、民間の労働者の賃金を引き上げる、それが大事だと考えます。

よって、今度のこの議案に対しては反対いたします。

◎議長(友利恵一君)

ほかに。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長(友利恵一君)

これにて討論を終結いたします。

これより議案第3号を挙手により採決いたします。

なお、挙手のない者は否とみなします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手多数)

◎議長(友利恵一君)

挙手多数であります。

よって、本案は可決されました。

次に、日程第9、議案第4号、沖縄県市町村総合事務組合規約の変更について討論の発言を許します。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長(友利恵一君)

これにて討論を終結いたします。

これより議案第4号を挙手により採決いたします。

なお、挙手のない者は否とみなします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手多数)

◎議長（友利恵一君）

挙手多数であります。

よって、本案は可決されました。

次に、日程第10、同意案第1号、教育委員会委員の任命について討論の発言を許します。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長（友利恵一君）

これにて討論を終結いたします。

これより同意案第1号を挙手により採決いたします。

なお、挙手のない者は否とみなします。

本案はこれを同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手多数)

◎議長（友利恵一君）

挙手多数であります。

よって、本案は同意されました。

次に、日程第11、同意案第2号、教育委員会委員の任命について討論の発言を許します。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長（友利恵一君）

これにて討論を終結いたします。

(議員の声あり)

◎議長（友利恵一君）

休憩します。

(休憩＝午後2時59分)

再開します。

(再開＝午後3時00分)

これより同意案第2号を挙手により採決いたします。

なお、挙手のない者は否とみなします。

本案はこれを同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手少数)

◎議長（友利恵一君）

挙手少数であります。

よって、本案は不同意されました。

次に、日程第12、同意案第3号、教育委員会委員の任命について討論の発言を許します。



(「討論なし」の声多数あり)

◎議長(友利恵一君)

これにて討論を終結いたします。

これより同意案第3号を挙手により採決いたします。

なお、挙手のない者は否とみなします。

本案はこれを同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手多数)

◎議長(友利恵一君)

挙手多数であります。

よって、本案は同意されました。

次に、日程第13、同意案第4号、教育委員会委員の任命について討論の発言を許します。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長(友利恵一君)

これにて討論を終結いたします。

これより同意案第4号を挙手により採決いたします。

なお、挙手のない者は否とみなします。

本案はこれを同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手多数)

◎議長(友利恵一君)

挙手多数であります。

よって、本案は同意されました。

次に、日程第14、同意案第5号、教育委員会委員の任命について討論の発言を許します。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長(友利恵一君)

これにて討論を終結いたします。

これより同意案第5号を挙手により採決いたします。

なお、挙手のない者は否とみなします。

本案はこれを同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手多数)

◎議長(友利恵一君)

挙手多数であります。

よって、本案は同意されました。

次に、日程第15、同意案第6号、固定資産評価審査委員会委員の選任について討論の発言を許します。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長(友利恵一君)

これにて討論を終結いたします。

これより同意案第6号を挙手により採決いたします。

なお、挙手のない者は否とみなします。

本案はこれを同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手少数)

◎議長（友利恵一君）

挙手少数であります。

よって、本案は不同意されました。

次に、日程第16、同意案第7号、固定資産評価審査委員会委員の選任について討論の発言を許します。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長（友利恵一君）

これにて討論を終結いたします。

これより同意案第7号を挙手により採決いたします。

なお、挙手のない者は否とみなします。

本案はこれを同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手多数)

◎議長（友利恵一君）

挙手多数であります。

よって、本案は同意されました。

次に、日程第17、同意案第8号、固定資産評価審査委員会委員の選任について討論の発言を許します。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長（友利恵一君）

これにて討論を終結いたします。

これより同意案第8号を挙手により採決いたします。

なお、挙手のない者は否とみなします。

本案はこれを同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手多数)

◎議長（友利恵一君）

挙手多数であります。

よって、本案は同意されました。

次に、日程第18、同意案第9号、固定資産評価審査委員会委員の選任について討論の発言を許します。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長（友利恵一君）

これにて討論を終結いたします。

これより同意案第9号を挙手により採決いたします。

なお、挙手のない者は否とみなします。

本案はこれを同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手多数)

◎議長（友利恵一君）

挙手多数であります。

よって、本案は同意されました。

次に、日程第19、同意案第10号、固定資産評価審査委員会委員の選任について討論の発言を許します。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長（友利恵一君）

これにて討論を終結いたします。

これより同意案第10号を挙手により採決いたします。

なお、挙手のない者は否とみなします。

本案はこれを同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手多数)

◎議長（友利恵一君）

挙手多数であります。

よって、本案は同意されました。

次に、日程第20、同意案第11号、固定資産評価審査委員会委員の選任についての討論の発言を許します。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長（友利恵一君）

これにて討論を終結いたします。

これより同意案第11号を挙手により採決いたします。

なお、挙手のない者は否とみなします。

本案はこれを同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手多数)

◎議長（友利恵一君）

挙手多数であります。

よって、本案は同意されました。

次に、日程第21、議会運営委員会事項の閉会中継続審査の申し出についてであります。本件についてはお手元に配付してあります申出書のとおり、議会運営委員長から閉会中継続審査の申し出がなされております。

お諮りいたします。本件は委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長（友利恵一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本件は委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決しました。

ただいま各議案が議決されましたが、会議規則第43条の規定による条項、字句、数字、その他の整理を

要するものにつきましては、これを議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(友利恵一君)

ご異議なしと認めます。

よって、そのとおり決しました。

これで本臨時会に付議された案件の審議はこれを全部終了いたしました。

よって、平成17年第1回宮古島市議会臨時会はこれをもって閉会いたします。

(閉会=午後3時09分)

上記のとおり会議の顛末を記載し、相違なきことを証する為ここに署名する。

平成17年11月28日

宮古島市議会

議長	友利恵一
臨時議長	與那覇タズ子
議員	棚原芳樹
”	上里樹